平成２９年（家）第３２９２号
本籍神奈川県茅ヶ崎市共恵１丁目5559番地、最後の住所不詳
不在者　椿　　芳子
大正14年７月８日生
平成30年２月８日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第３３０５号
本籍茨城県稲敷郡河内町生板1646番地、最後の住所東京都千代田区神田猿楽町２丁目13
不在者　小林　　榮
昭和18年４月29日生
平成30年２月８日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第４５３３号
本籍東京府東京市本所区北二葉町35番地、最後の住所東京府東京市本所区北二葉町35番地
不在者　氏原　菊枝
大正11年１月22日生
平成30年２月６日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第２４５号
本籍富山県高岡市大坪町３丁目34番地、最後の住所石川県金沢市藤江北３丁目39番地
不在者　山本美智子
昭和15年１月４日生
平成30年１月30日失踪宣告審判確定
金沢家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第１９２号
本籍静岡県静岡市葵区八草93番地、最後の住所静岡県静岡市葵区八草93番地
不在者　高橋　藤重
大正２年８月22日生
平成30年２月８日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第５４７号
国籍韓国、最後の住所三重県桑名市大字西別所1852番地
不在者　金　　占香
西暦1965年７月16日生
平成30年２月６日失踪宣告審判確定
津家庭裁判所四日市支部裁判所書記官

平成２９年（家）第１８号
本籍沖縄県国頭郡大宜味村字喜如嘉638番地、最後の住所沖縄県国頭郡大宜味村字喜如嘉638番地
不在者　仲田　武市
昭和８年５月６日生
平成30年２月７日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所名護支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２９年（家）第７０９６号
本籍高知県高知市神田713番地１、住所東京都江戸川区松島４―39―３
申立人（失踪者）　市吉　啓介
昭和40年７月11日生
平成30年２月８日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２９年（へ）第２９号
東京都荒川区東尾久６丁目37番９号
申立人　株式会社タカチ電機工業
代表者代表取締役　髙地　一郎
権利を争う旨の申述の終期　平成30年２月９日
平成30年２月13日　　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＰＧ06757
金額　2,899,741円
支払期日　平成29年11月20日
支払地　名古屋市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行名古屋駅前支店
振出日　平成29年７月20日
振出地　名古屋市
振出人　明治電機工業株式会社　代表取締役　林　　正弘
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２９年（へ）第１号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
兵庫県川西市鴬の森町８番１号201
申立人　竹田　　清
権利の届出の終期　平成30年２月９日
平成30年２月13日　　伊丹簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　川西市虫生字下大畑208番３
山林　380平方メートル
⑵登記年月日番号　神戸地方法務局伊丹支局大正８年11月10日受付第1807号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　大正８年10月29日設定
目的　建物所有
範囲　田５畝17歩の内４畝歩
存続期間　大正８年10月29日より大正28年10月28日まで20年間
地代　１年40円
支払期　毎年12月25日
地上権者　東京市深川区小松町７番地　日本石材工業株式会社
⑴土地　川西市虫生字下大畑208番４
宅地　358.67平方メートル
⑵登記年月日番号　神戸地方法務局伊丹支局大正８年11月10日受付第1807号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　大正８年10月29日設定
目的　建物所有
範囲　田５畝17歩の内４畝歩
存続期間　大正８年10月29日より大正28年10月28日まで20年間
地代　１年40円
支払期　毎年12月25日
地上権者　東京市深川区小松町７番地　日本石材工業株式会社

破産手続における保全管理命令

平成３０年（フ）第５号
北海道沙流郡日高町字厚賀町103番地
債務者　有限会社大熊石油店
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　桶谷　和人
平成30年２月16日　札幌地方裁判所浦河支部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１５号
山梨県甲府市国母６丁目６番６号、商業登記簿上の本店所在地山梨県甲府市国母６丁目６―12
債務者　有限会社塩島フーズ
代表者代表取締役　塩島　武士
１　決定年月日時　平成30年２月19日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　關野　文士
４　破産債権の届出期間　平成30年３月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前11時
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４３８号
神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎中央６番地30
債務者　セントマイルドフラグラント有限会社
代表者取締役　玉井　　理
１　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂部　利夫
４　破産債権の届出期間　平成30年３月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午後１時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４３９号
神奈川県横浜市青葉区松風台45番地23
債務者　エスエムエフ株式会社
代表者代表取締役　玉井　　理
１　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂部　利夫
４　破産債権の届出期間　平成30年３月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午後１時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係